

支所長指示第 3 1 号  
令和 6 年 1 0 月 2 1 日

札幌拘置支所長 戸 島 司

当支所における弁護士等との外部交通等の対応について

標記について、平成 1 9 年 5 月 2 5 日付け矯正局長通達「夜間及び休日の未決拘禁者と弁護士等との面会等の取扱いについて」記の 7 のエによるほか、別途札幌刑務所長が定める外部交通に係る実施細則等に基づき、本日から、下記の取扱いとするので、遺漏のないよう留意願います。

なお、令和 4 年 1 1 月 2 5 日付当職指示第 3 5 号「小樽拘置支所及び室蘭拘置支所の収容業務停止に係る当支所における外部交通の対応等について」は、本指示施行をもって廃止します。

## 記

### 1 面会

#### (1) 平日・夜間

##### ア 実施時間

午後 5 時から同 8 時までとする。ただし、札幌地方裁判所小樽支部管轄の未決拘禁者に対する刑事事件の弁護士等であり、小樽市近郊より遠方を拠点とする弁護士等（以下「小樽支部弁護士等」という。）及び札幌地方裁判所室蘭支部管轄の未決拘禁者に対する刑事事件の弁護士等であり、原則として、胆振西部（伊達市、登別市、室蘭市、洞爺湖町、豊浦町、壮瞥町）を中心とした地域に事務所が所在する弁護士等（以下「室蘭支部弁護士等」）については、同時時間を延長する場合、就寝時間までの範囲内で弾力的に許可する（午後 8 時以降の面会開始も認める。）。

##### イ 要件等

予約は、原則として、面会希望日直近の平日執務時間内（午前 8 時 3 0 分から午後 5 時まで）とし、要件は以下のとおりとする（被疑者は（ウ）のみで、毎日実施可能）。ただし、小樽支部及び室蘭支部弁護士等については、公判期日等の日程にかかわらず、弾力的に実施する。

(ア) 面会希望日から起算して 5 日以内に公判期日が指定されている場合

(イ) 上訴期限又は控訴趣意書等の提出期限が面会希望日から 5 日以内に迫っている場合

(ウ) 当該面会希望日当日に面会の必要が生じた場合（当日午後 3 時 3 0 分まで受付）

(エ) 当該面会希望日に公判期日が開かれており、翌日にも公判期日が予定されている場合（当日午後 5 時まで受付）

(2) 休日

ア 実施時間

被告人は、①土曜日の午前中（午前 8 時 30 分から午後零時まで）とし、被疑者は、②土曜日及び日曜日並びにこれと連続する休日の午前 8 時 30 分から同 11 時 30 分まで及び午後 1 時から同 4 時 30 分までとし、小樽支部及び室蘭支部弁護士等は、③土曜日、日曜日、その他休日の午前 8 時 30 分から同 11 時 30 分まで及び午後 1 時から同 4 時 30 分までとする。

イ 要件等

予約は、原則として、面会希望日直近の平日執務時間内（午前 8 時 30 分から午後 5 時まで）とし、要件は以下のとおりとする。

(ア) 被疑者

- a 収容後の弁護士等との初めての面会（当日午後 3 時 30 分まで受付）  
前記ア②の時間帯
- b 収容後の弁護士等との 2 回目以降の面会（当日午前 11 時まで受付）  
前記ア①の時間帯
- c 余罪捜査中の被告人又は受刑者であって、被疑者として逮捕又は勾留されている場合（当日午前 11 時まで受付）  
前記ア①の時間帯

(イ) 被告人（小樽支部及び室蘭支部弁護士等が選任されている者を除く。）

- a 当該面会希望日から起算して、2 週間以内に公判期日が指定されている場合
- b 上訴期限又は控訴趣意書等の提出書類の期限が、当該面会希望日から起算して、2 週間以内に迫っている場合

(ウ) 小樽支部及び室蘭支部弁護士等が選任されている被告人

公判期日等の日程にかかわらず、弾力的に実施する。

(3) 札幌地方裁判所各支部における公判前後

ア 弁護士等面会の申込受付については、原則として、面会希望日の直近平日の正午までとするが、公判前後において急な面会申込みがなされた場合には、可能な範囲で受け付けること。

イ 事前に弁護士等面会の申込みがあった場合には、面会時間を確保できるように押送すること（例えば、午後の早い時間帯に公判期日が指定された場合であっても、昼食及び公判前の弁護士等による面会時間が確保されるように押送すること。）。

ウ 面会の実施時間については、各支部の業務に支障のない限り、公判当日の執務時間内とする。

エ 実施場所は、各支部の出廷留置場面会室（仕切り室）とする。

## 2 差入れ

以下の書類については、夜間・休日においても差入れを受け付けることとし、監督当直者の決裁により、柔軟な対応を行うこととするが、差入れ窓口において、衣類や書籍等（単行本や雑誌等）の差入れ申出があるなど、明らかに刑事裁判に無関係と思われる物品については、平日の執務時間内において通常の手続を行うよう弁護士等に伝えること。

なお、監督当直者は、前記取扱いに疑義のある場合（接見等禁止決定を潜脱する疑い等を含む。）は、適宜、処遇部門の統括矯正処遇官以上の監督職員に電話連絡するなどして対応を確認すること。

### (1) 弁護士選任届

当日の担当係において受理し、未決拘禁者の指印・署名及び指印証明を行い、速やかに交付等の事務手続を行う。

### (2) その他の書類の取扱い

当日の担当係において受理後、速やかに交付等の事務手続を行う。

ア 示談書、念書、同意書、誓約書、脱退願、反省文、謝罪文、委任状等

イ 法律扶助利用申込書

ウ 国選弁護士選任請求書、国選弁護士選任請求書・資力申告書、資力申告書

エ 私選弁護士選任申出書

オ 上申書

### (3) 指定業者を通じての差入れの例外

反省文等を記載させるためとして、弁護士等から未決拘禁者に対し、持参した便箋、封筒、ノート等の差入れがあった場合には、平成22年3月12日付け矯正局成人矯正課長通知「弁護士等から被告人への便せん及び封筒の差入れについて」に基づき、個別具体的に判断すること（無制限に便箋等の直接差入れを認める必要はないが、検査等について管理運営上の支障が認められない場合は直接差入れを認める場合がある。）。

なお、接見交通権の行使であるかどうかの確認については、内容に踏み込むことなく、同行使である旨の申出がなされた場合には、原則として許可すること。

## 3 その他

(1) 夜間・休日の弁護士等面会の受付は、「夜間及び休日の弁護士面会等受付簿」に記載して行っているところ、小樽支部及び室蘭支部弁護士等の受付については、札幌弁護士会と別枠とするので、確実に別枠用紙に記載すること（別枠は、小樽支部用と室蘭支部用に分割すること。）。

(2) 執務時間外の面会業務や地方出廷時の面会業務について、監督当直者又は出廷業務を監督する職員は、未決拘禁者の逃走防止には十分留意して戒護体制を構築すること。